

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第 1 1 号

令和 7 年第 3 回（1 2 月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 1 2 月 8 日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

1 期 日 令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）

2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部 3 階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1 番	鈴 木	勉	議員	2 番	岩 崎	小 百 合	議員
3 番	戸 田	馨	議員	4 番	飯 島	正 義	議員
5 番	菊 名	克 典	議員	6 番	吉 川	敏 幸	議員
7 番	吉 田	俊 一	議員	8 番	松 岡	高 志	議員
9 番	長 谷 川	真 也	議員				

不応招議員（なし）

令和7年第3回（12月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年12月19日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 第 8号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第 9号議案 東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の変更について
- 日程第 8 第10号議案 令和6年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 第11号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第10 第12号議案 令和7年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）

午前 9 時 3 0 分開会

出席議員（9 名）

1 番	鈴 木	勉	議員	2 番	岩 崎	小 百 合	議員
3 番	戸 田	馨	議員	4 番	飯 島	正 義	議員
5 番	菊 名	克 典	議員	6 番	吉 川	敏 幸	議員
7 番	吉 田	俊 一	議員	8 番	松 岡	高 志	議員
9 番	長 谷 川	真 也	議員				

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	中 原 恵 人
副 管 理 者	高 野 祐 大
監 査 委 員	佐々木 ひろ子
会 計 管 理 者	岡 田 啓 司
消 防 長	黒 田 信 浩
次長兼総務課長	田 中 文 雄
次長兼吉川署長	小 池 稔
副 参 事 長 兼 警 防 課 長	小 川 勝 司
予 防 課 長	磯 善 秀
指 令 室 長	後 藤 祐 一
松 伏 消 防 署 長	伊 藤 嘉 則

本会議に出席した事務局職員

書 記 次 長	豊 田 賢 一
書 記	井 田 伸 之

○長谷川真也議長 皆様、おはようございます。議員の皆様方には、大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

_____ ◇ _____

◎開会の宣告

(午前 9時30分)

○長谷川真也議長 ただいまの出席議員は全員であります。これより令和7年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○長谷川真也議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○長谷川真也議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○長谷川真也議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、

7番 吉 田 俊 一 議員

8番 松 岡 高 志 議員

以上の2人を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○長谷川真也議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日１日と決定いたします。



◎諸般の報告

○長谷川真也議長 日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より令和７年７月から１１月までの出納検査の結果について報告があり、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○長谷川真也議長 日程第４、行政報告を行います。

中原管理者。

○中原恵人管理者 おはようございます。議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第３回定例会にご参集を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、早速ではございますが、２点行政報告をさせていただきます。まず１点目、吉川松伏防火安全協会による事務連絡車並びにデジタルサイネージの寄附採納につきましてご報告をさせていただきます。吉川松伏防火安全協会は、今年創立６０周年を迎え、去る１１月２１日に記念式典を開催されました。その記念事業として、当消防組合にトヨタカローラハイブリッド車を事務連絡車として、また４３型モニター画面のスタンドアロン型のデジタルサイネージを寄贈くださいました。会長をはじめとする会員の皆様のご厚意に深く感謝申し上げます。ご報告をさせていただきます。

続きまして、２点目、埼玉県防災航空隊との連携訓練についてご報告をさせていただきます。この訓練につきましては、河川敷等の広範囲に及ぶ火災が発生したと想定し、迅速な消火活動を行うため、埼玉県防災航空隊と当消防組合とで連携し、早期の鎮火を図ることを目的とした訓練を実施したものでございます。令和７年２月に発生した岩手県大船渡市での山林火災では、各都県の緊急消防援助隊の消火小隊が防災航空隊の空中用消火バケツへの給水を実施し、空中散水による消火活

動を実施しており、当消防組合も消火小隊2隊を緊急消防援助隊に登録しており、将来的にその任務を担う可能性はあるものと考え、訓練を実施いたしました。引き続き、関係機関との連携強化を図るとともに、市町民の安心安全を守るため精進してまいります。

以上となります。



◎一般質問

○長谷川真也議長 日程第5、一般質問につきましては、11月19日付の文書をもって照会し、12月3日に通告を締め切りましたが、提出がありませんでしたので、一般質問は行わないものといたします。



◎第8号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第6、第8号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第8号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案件の主な改正点は2点でございます。1点目は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、消防法第9条により政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定めることとなっておりますことから、当該基準内容を準拠し、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、関係省令の改正に伴い、簡易サウナ設備の文言追加、従来のサウナ設備を一般サウナ設備に変更するなど火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備をするものでございます。

2点目は、住宅における火災の予防の推進に伴い、感震ブレーカーの普及促進を図り、併せて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備をするものでございます。

以上となります。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第8号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例は、可決すると決まりました。



◎第9号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第7、第9号議案 東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第9号議案 東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の変更についてご説明いたします。

本案件につきましては、東埼玉消防指令業務共同運用協議会の事務所の位置を変更し、また新たな名称として東埼玉消防指令センターとするため、東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約を変更するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておきませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第9号議案の採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案 東埼玉消防指令業務共同運用協議会規約の変更については、可決することに決定いたします。



◎第10号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第8、第10号議案 令和6年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第10号議案 令和6年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましてご説明いたします。

令和6年度決算は、予算現額18億4,950万9,000円に対しまして、収入済額18億4,323万6,589円で、支出済額18億624万4,697円でございましたことから、歳入歳出差引残額は3,699万1,892円でございました。

主要な施策の成果につきまして申し上げます。1点目は、資機材管理事業におきまして、多様化する災害に対応するため、災害対応ドローンを購入するとともに操縦者の育成訓練を行い、令和6年9月にドローン隊を発足し、消防力の向上を図りました。

2点目は、車両整備事業におきまして、吉川消防署に配備する指揮車の更新を行い、消防力の強化を図りました。

3点目は、吉川市消防団車両整備事業におきまして、エンジンカッターなどの破壊器具を積載した多機能型消防団車両の更新を継続的に進め、効果的な運用が図れるよう資器材取扱い訓練を実施するなど、人材育成及び地域防災力の充実強化を図りました。

以上が令和6年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の主な事業でございまして、地方自治法第233条第5項の規定に基づき提出しております主要施策成果及び事業実績説明書を御覧いただき、認定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をさせていただきます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 次に、岡田会計管理者。

○岡田啓司会計管理者 それでは、令和6年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算につきまして説明させていただきます。

お手元に令和6年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算書をご用意ください。決算書の5ペ

ージ以降が歳入歳出決算事項別明細書となっておりますので、こちらに沿って説明をさせていただきます。

初めに、歳入決算から説明させていただきます。5ページ、6ページをお開きください。一番下段の歳入合計でございますが、予算現額18億4,950万9,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額の18億4,323万6,589円となり、収入率は99.7%でございます。

歳入の主なものにつきまして説明させていただきます。9ページ、10ページをお開きください。1款分担金及び負担金につきまして、予算現額17億4,350万円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額の17億4,350万円でございます。前年度と比較いたしますと、2.7%の増となっております。内容といたしましては、当消防組規約第14条に基づく構成市町からの常備及び非常備消防費分の負担金であり、歳入総額全体に占める割合は94.6%となっております。構成市町である吉川市、松伏町それぞれの負担金額は、右側備考欄のとおりでございます。

なお、1節常備消防費負担金について、構成市町の負担割合を申し上げますと、吉川市が67.15%、松伏町が32.85%でございます。

次に、11ページ、12ページをお開きください。6款組合債につきまして、収入済額が前年度比2,480万円減の5,170万円でございます。借入れ内容といたしましては、消防本部及び吉川消防署の受変電設備等の更新工事に伴います設計業務委託、吉川消防署の指揮車更新事業、災害対応ドローン購入事業、消防指令システム共同運用負担金、吉川市消防団の車両整備事業の財源として借入れを行ったものでございます。

次に、同じページ一番下段の歳入合計でございますが、前年度比は2,769万285円増、率にして1.5%増の18億4,323万6,589円でございます。主な増額の要因でございますが、組合債につきまして、減額となったものの、構成市町の負担金につきまして、増額となったことによるものでございます。

続きまして、歳出決算について説明させていただきます。ページをお戻りいただきまして、7ページ、8ページをお開きください。一番下段の歳出合計でございますが、予算現額18億4,950万9,000円に対しまして、支出済額は執行率97.7%の18億624万4,697円でございます。

歳出の主なものにつきまして説明させていただきます。13ページ、14ページをお開きください。下段、3款消防費でございます。支出済額は、前年度比2.6%増の16億8,006万6,885円でございます。構成比で見ますと、歳出総額の93.0%を消防費が占めております。

目別に申し上げますと、1日常備消防費の支出済額が15億1,183万5,783円でございます。主な内容につきましては、右側備考欄を御覧ください。初めに、消防職員給与費でございますが、給与改定に伴い、前年度比4,881万6,360円増の13億7,331万7,654円となっており、歳出総額の76.0%を占めております。

次に、15ページ、16ページをお開きください。右側備考欄中段の研修事業でございますが、消防職員に対する専門的な教育訓練などに要した費用で、消防大学校及び埼玉県消防学校の入校負担金

や救急救命士養成負担金などに423万9,743円を支出いたしました。

次に、19ページ、20ページをお開きください。右側備考欄下段の車両資器材管理事業でございますが、常備消防の消防車両や配備資器材を適切に維持管理するための保守点検などに要する費用で、3,530万5,467円を支出いたしました。

次に、25ページ、26ページをお開きください。右側備考欄中段の消防指令業務共同運用事業でございますが、東埼玉消防指令業務共同運用協議会の負担金といたしまして、515万3,000円を支出いたしました。

次に、同ページ中段、2目消防施設費でございますが、支出済額は6,746万4,642円となりました。主な内容といたしましては、右側備考欄中段の庁舎等維持管理事業でございますが、消防庁舎等を適切に維持管理するための保守点検などに要した費用で、4,809万6,642円を支出いたしました。

次に、同じページ中段の3目非常備消防費でございますが、支出済額が6,808万9,272円でございます。吉川消防団並びに松伏町消防団の団員報酬、団運営補助金などに支出いたしました。

続きまして、31ページ、32ページをお開きください。上段の4目非常備消防施設費は、支出済額が3,267万7,188円でございます。主な内容といたしましては、吉川市消防団の車両整備事業につきまして、消防団車両の更新整備に2,528万2,000円を支出いたしました。

次に、同ページ下段の4款公債費でございます。支出済額は、前年度比10%減の1億1,013万705円で、支出総額に占める構成比は6.1%でございます。

最後に、33ページ、34ページをお開きください。一番下段にございます歳出合計は、前年度比3,029万16円増、率にして1.7%増の18億624万4,697円でございます。主な増額の要因でございますが、消防職員給与費、車両資器材管理事業、消防指令業務共同運用事業、庁舎等維持管理事業などの増額によるものでございます。

以上で、令和6年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

失礼いたしました。説明漏れがありましたので、申し上げます。27ページ、28ページをお開きください。右側備考欄、車両整備事業でございますが、吉川指揮1の更新費用といたしまして、1,936万8,000円を支出いたしました。大変失礼いたしました。

説明は以上でございます。

○**長谷川真也議長** 本決算につきましては、監査委員の出席を求めていますので、監査結果について意見を求めます。

佐々木代表監査委員。

○**佐々木ひろ子監査委員** 議案第10号 令和6年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、監査委員を代表いたしまして、令和6年度の結果につきましてご報告を申し上げます。

令和7年8月25日に議会選出の吉川監査委員とともに審査を行いました。審査に当たっては、管理者より審査に付された決算書などの関係書類について、各法令に準拠して作成されているか、財

産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどについて主眼を置き審査をした結果、いずれも法令に準拠し、適正に処理され、誤りのないものと認定いたしました。

令和6年度決算における計数等は、先ほど会計管理者より説明がありましたことから、決算並びに基金運用状況審査意見書のとおり、総括的な意見を述べさせていただきます。

令和6年度決算におきましては、当該年度における予算編成方針や吉川松伏消防組合実施計画に基づき、財政状況、社会的情勢、消防行政需要など様々な状況に応じ、計画的かつ適正な執行がなされていたものと確認できるものでございました。

近年の消防を取り巻く環境の変化、計画的な改修・更新方針に基づいた消防施設等の充実、また多様化する災害に対応するためのドローン隊を発足し、災害対応能力の強化を図ったことは、消防組織能力の向上につながったものと見受けられます。

さらに、更新計画に基づき、吉川市消防団に多機能型消防団車両の更新配備をすることで、地域防災の中核となる消防団体制の充実を図るとともに、消防団に対する実践的な訓練を実施し、知識、技術を向上することで、地域防災力の強化を図ったことは評価できるものでございました。

今後におきましても、消防行政を取り巻く厳しい環境の変化をより早くと確に捉え、関係機関とより一層の連携強化を図り、災害発生時にあらゆる組織力をもって迅速かつ確実に対応し、被害を最小限に抑えけるとともに市町民の期待に応え、実施計画に基づく消防施策実現に向け、消防職員一丸となった取組を期待するところでございます。

以上をもって、令和6年度決算審査における意見書とさせていただきます。

以上でございます。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第10号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案 令和6年度吉川松伏消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。



◎第 11 号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第 9、第11号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、第11号議案 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

消防本部及び吉川消防署に設置されております受変電設備及び非常用発電設備につきましては、設置から31年が経過しており、老朽化が進んでいますことから更新を行うものでございます。

また、受変電設備につきましては、約 3 メーターかさ上げを実施し、浸水対策を行うものでございます。

今回の工事請負契約につきましては、一般競争入札の方法により執行したものでございます。令和 7 年11月 6 日に 4 者での入札会を行った結果、1 回目の入札で村川電気工業株式会社吉川支店が、予定価格内の 1 億6,060万円で落札し、直ちに仮契約を締結したものでございます。

以上、準用する吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておきませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第11号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第11号議案 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎第 12 号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○長谷川真也議長 日程第10、第12号議案 令和 7 年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○**中原恵人管理者** それでは、第12号議案 令和7年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,731万5,000円を追加し、予算総額を24億7,444万9,000円とするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、先ほど認定を賜りました令和6年度決算に伴う前年度繰越金の増額及び準用する吉川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、職員給与に係る構成市町負担金の増額を行うものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、決算による令和6年度繰越金を構成市町に償還するもの、また職員給与改定に伴います消防職給料の不足分につきまして、増額を行うものでございます。

なお、債務負担行為の追加、地方債補正など詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**長谷川真也議長** 次に、黒田消防長。

○**黒田信浩消防長** それでは、第12号議案 令和7年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の補正予算書6ページ、7ページをお開きください。1款分担金及び負担金でございますが、管理者の説明のとおり、準用する吉川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、吉川市負担金726万1,000円、松伏町負担金355万2,000円、合計1,081万3,000円を増額するものでございます。

また、吉川消防団車両整備事業におきまして、第10分団車両の更新を予定しておりましたが、総務省消防庁より消防団車両を無償で貸与されることとなりました。そのため、車両の更新費用の一般財源に関わる部分と予定していた外部からの借入れが行われないことによる償還元金及び利子分として、本来であれば277万1,000円の減額をするところでございますが、吉川消防団第12分団の器具置場新築工事費用に関わる増額分を差し引いた179万2,000円を減額するものでございます。

4款繰越金でございますが、先ほど認定をいただきました令和6年度決算におきまして、歳入歳出差引残額3,699万4,000円が生じたので、令和7年度当初予算に繰越金として計上いたしました500万円を差し引いた3,199万4,000円を増額するものでございます。

6款組合債でございますが、吉川市消防団に係る車両の更新及び器具置場の更新に変更があり、外部資金の調達が不用となったことから、地方債の借入額2,370万円を減額するものでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。歳出の3款消防費、説明欄上段の消防職員給与費でございますが、職員給与費改定に伴う不足分として、消防職給料1,194万円を増額するものでございます。

なお、余剰が見込まれる住居手当などの職員手当等につきましては減額し、不足する消防職給料に充てるものでございます。

歳出の3款消防費、説明欄中段の財務管理事業でございますが、歳入にてご説明をいたしました常備消防費繰越金を負担金に係る精算金として1,645万9,000円を令和6年度常備消防費の負担割合に応じまして、吉川市に1,105万2,000円、松伏町に540万7,000円をそれぞれ償還するものでございます。

次に、下段、吉川市消防団及び松伏町消防団の運営事業、非常備消防費償還金でございますが、前年度非常備消防費繰越金のうち、吉川市消防団分999万5,000円を吉川市に、松伏町消防団分554万円を松伏町に、それぞれの収支に応じ償還するものでございます。

次に、下段、吉川市消防団車両整備事業におきまして、歳入でも申し上げましたとおり、第10分団車両の更新を行いませんでしたので、2,272万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出の4款公債費、説明欄下段の組合債管理事業におきましては、吉川消防署電源設備更新事業につきまして、令和8年度までの継続費の設定により、令和7年度の支出額が減少いたしましたことに伴い、外部からの借入れを行いませんでしたので、償還元金及び利子の減額を行うものでございます。

同じく説明欄下段、吉川市消防団債管理事業につきましても、先ほどのご説明のとおり、無償貸与により車両に必要な資金の借入れを行いませんでしたので、償還元金及び利子の減額を行うものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正でございますが、玄関マット等借上料など3件の追加となっております。令和7年度末にて契約期間が満了となります事業につきまして、各課の事務作業などを維持するため、継続した契約が必要でありますことから追加させていただくものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。第3表、地方債補正でございますが、吉川消防署電源設備更新事業及び吉川市消防団車両につきまして、先ほど申し上げましたように、必要な資金の借入れを行いませんでしたので、地方債の限度額を2,370万円減額するものでございます。

以上で、第12号議案 令和7年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○長谷川真也議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○長谷川真也議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第12号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○長谷川真也議長 挙手全員であります。

よって、第12号議案 令和7年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○長谷川真也議長 以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第3回吉川松伏消防組合議会定例会を散会いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時07分